

下水道排水設備工事の手引き

三郷市建設部 下水道課

(令和3年3月作成)

目 次

1. 指定下水道工事店制度	1
2. 排水設備等計画（変更）確認申請	2
3. 排水設備等の設置及び構造	6
4. 書類の作成要領	10
5. チェックリスト	18

凡例

参照法令等を掲げるに当たっては、次の略称を用いています。

下水道法施行令・・・・・・・・施行令
三郷市下水道条例・・・・・・・・条例
三郷市下水道条例施行規則・・規則

1. 指定下水道工事店制度

排水設備等の新設等の工事（宅内配管工事）は、市の指定を受けた『指定下水道工事店』でなければ行うことができません。（条例第9条第1項）

指定下水道工事店の遵守事項（条例第9条の1 1及び規則第6条の1 6）

- (1) 指定下水道工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めること。
- (2) 工事が完了したときは、5日以内に市長に届け出て、責任技術者の立ち会いのうえ、市の検査を受けること。
- (3) 検査の結果不完全と認められるときは、市長が指定する期間内に修繕すること。
- (4) 検査後において1年以内に生じた故障又は不良箇所については、市長が指定する期間内に無償で修理すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によると認められるときは、この限りでない。
- (5) **名義を他人に貸与しないこと。**また、特に市長が認める場合のほか、その請け負った工事を他人に請け負わせないこと。
- (6) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- (7) 災害等緊急時における排水設備の復旧及び漏水防止その他市長から協力の要請を受けたときは、これに協力するよう努めること。（ただし、地震、火災等の災害によるものや使用者の責任によるものを除く。）
- (8) 工事は、適正な工費で施工すること。また、契約は、金額、期限その他必要事項を明確に示すこと。
- (9) 工事は、責任技術者の技術上の管理下において設計及び施工をすること。

※指定下水道工事店が上記事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められる場合は、指定の取り消し、または、6ヶ月を超えない範囲において指定の効力を停止することがあります。（条例第9条の1 3）

2. 排水設備等計画（変更）確認申請

排水設備等の新設等を行おうとする者は、排水設備等計画（変更）確認申請書に下記の書類（※1）を添付して、工事に着手する3日前までに市長に提出し、その計画が法令の規定等に適合するものであることの確認を受けなければなりません。

（条例第8条及び規則第6条）

※1 必要な書類

（1）案内図

排水設備の設置を行う敷地を枠で囲い明示してください。

（2）平面図

表2-1 記入例を参考に、排水設備の種別、管種、管径、勾配、延長、ますの深さ（上流からナンバーを付ける）、方位等を記入してください。

家屋内は、表2-2 記号例により、記号を記載してください。

三郷市は分流式下水道となるため、汚水系統、雨水系統のそれぞれを記載してください。

在来管を使用する場合には、新設される排水設備を実線、在来管部分を破線等、区別がつくよう記載をしてください。

（3）在来排水施設認定申請書

既存の在来排水設備の認定を受ける場合に添付してください。

申請者欄は、記名押印してください。

理由欄は、在来排水施設が排水設備の規定に適合しているか確認のうえ、記入してください。

表2-1 記載例

名 称	記載内容	記載例
汚 水 排 水 管	管径・管種、勾配、延長	100VU 2/100 3.0
汚 水 ます (汚水人孔)	ます番号、内径、深さ	No.1 15×H30
汚 水 ます (汚水人孔) 【ドロップ】	ます番号+DR、内径、流入深さ、流出深さ	No.1DR 15×H30-H50

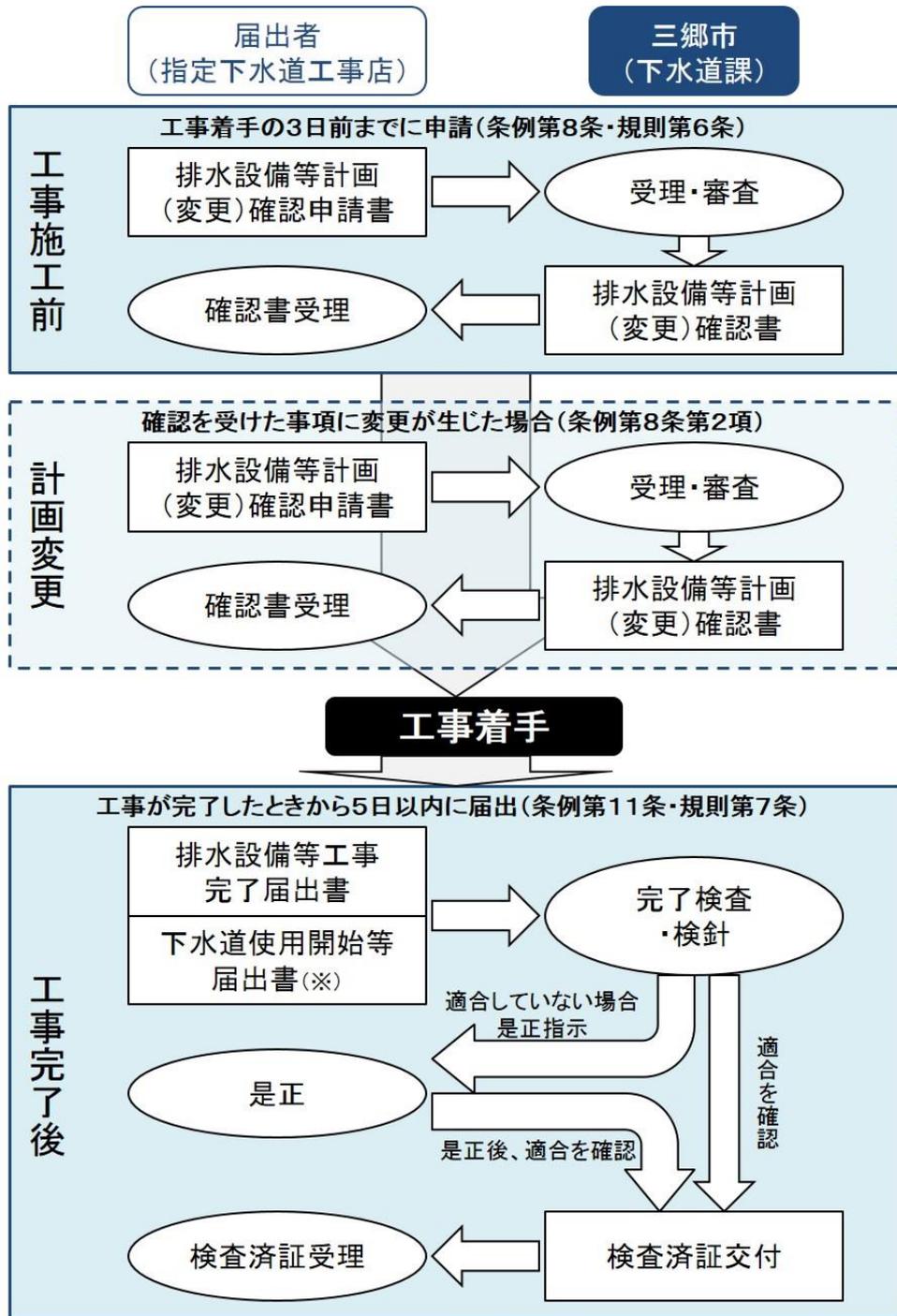
表 2 - 2 記号例

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化	VP	一 般 管
小 便 器		トラップ付	ビ ニ ル 管	VU	薄 肉 管
浴 室			硬 質 塩 化 ビニル卵形管	EVP	
流 し 類					
洗 濯 機		床排水、浴場に排水しているものは除く	浄 化 槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			底部有孔ます		丸ます
床排水口					角ます
ト ラ ッ プ			公共汚水ます		
掃 除 口			公共雨水ます		
露出掃除口			側溝 (道路)		
阻 集 器			トラップます		丸ます
排 水 管					角ます
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排水溝(宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
		角 ます	新設管 (合流管 又は汚水管)		赤 色
ド ロ ッ プ ます (汚水)		丸 ます	雨 水 管		緑 色
		角 ます	撤 去 管		黒 色
分 離 ます			既設又は在来管		赤…合流管又は 汚水管 緑…雨水管
雨 水 ます		丸 ます	鋼 管	GP	
		角 ます	鑄 鉄 管	CIP	
ド ロ ッ プ ます (雨水)		丸 ます	耐 火 二 層 管	FDP	
		角 ます	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	ERPM	
陶 管	TP		鉄 コンクリート管	CP	
陶 製 卵 形 管	ETP				

浸 透 ます			浸 透 管		緑 色
床下集合配管部			デ ィ ス ポ ー ザ (排水処理システム型)		

注 既設のますは破線で表示する。

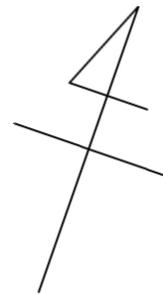
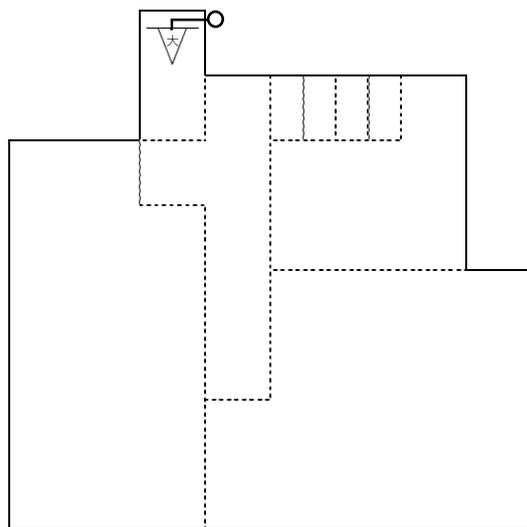
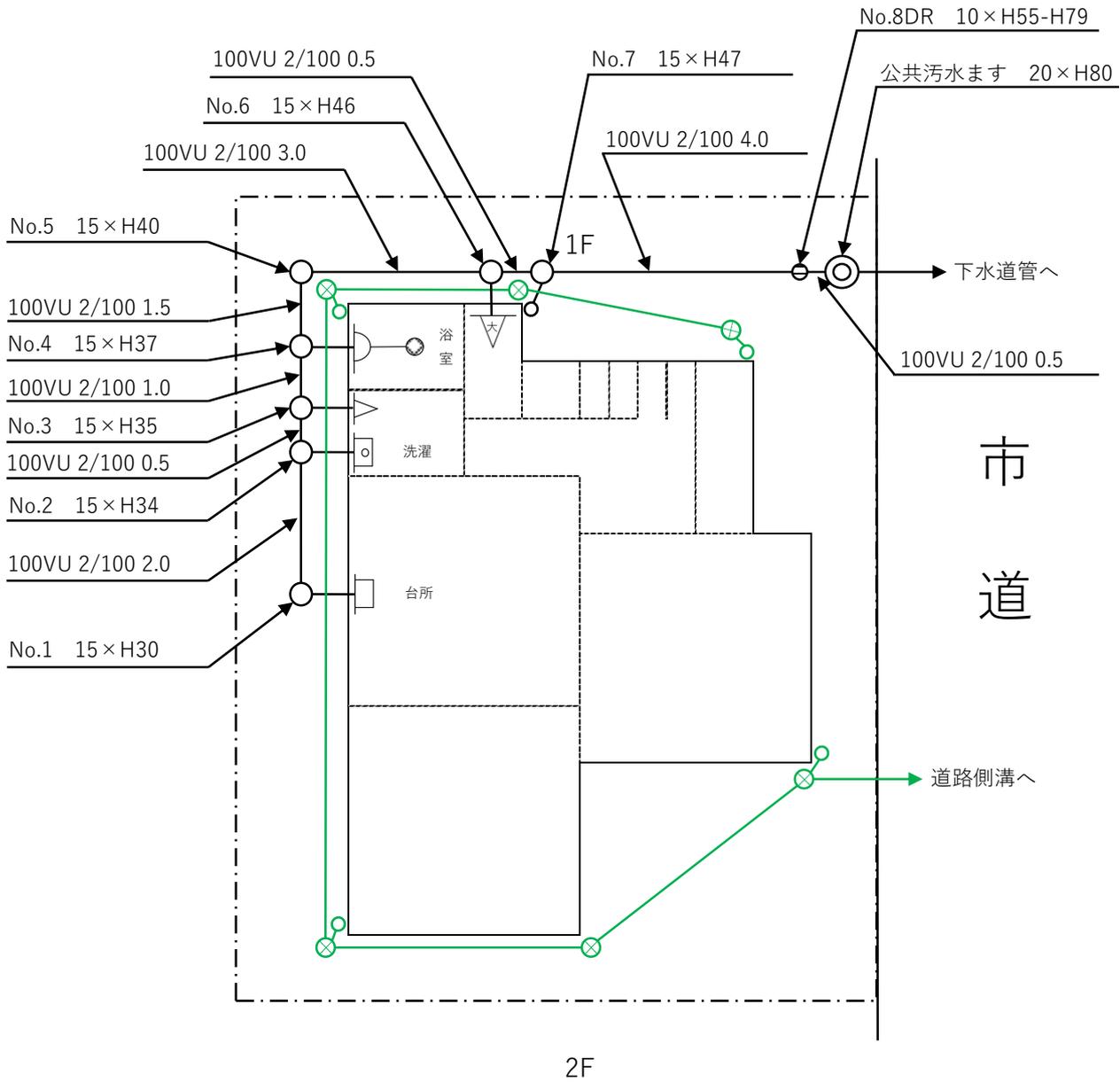
●排水設備工事の施工から供用開始までの流れ



(※)三郷市公共下水道使用料条例第7条

なお、受理・審査期間は概ね1週間です。

平面図 (参考例)



3. 排水設備の設置及び構造

排水設備の設置及び構造の技術基準は、施行令第8条、条例第6～7条及び規則第4～5条、によるものとします。なお、排水設備計画（変更）確認申請書及び完了検査において、特に確認する事項について、下記に示します。

3-1 宅内排水管

(1) 内径及び勾配

汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は下の表3-1のとおりとし、排水渠の断面積及び勾配は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものとします。

ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合、内径を75mm以上（勾配3.0%以上）とすることができます。

（条例第6条第1項第3号）

表3-1

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100mm以上	2.0%以上
150人以上300人未満	125mm以上	1.7%以上
300人以上500人未満	150mm以上	1.5%以上
500人以上	200mm以上	1.2%以上

なお、設置された公共汚水ますと現場条件により表中の勾配を確保できない場合は、協議のうえ緩和を検討する場合がありますが、最低でも1%以上とします。

(2) 構造・材質など

排水設備は堅固で耐久力を有する構造とし、原則、暗渠とします。

また、耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講じるものとします。

（施行令第8条）

(3) 土被り

排水管の土かぶりは、宅地内で20cm以上、私道内で45cm以上を標準とします。

（規則第5条第1項第7号）

これによりがたい特別な理由がある場合や露出管または特別な荷重がかかる場合などは、これに耐え得る管種を選定するか、防護を行うものとします。

（日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備より抜粋）

(4) その他

三郷市の公共下水道は分流式のため、雨水管（系統）は絶対に汚水排水管に接続しないこと。

雨水の混入の恐れのある外水栓、受水槽のオーバーフロー及び室外機等のドレン排水などについても、雨水を排除すべき排水設備に接続してください。

（条例第6条第1項第1号）

3-2 ます

(1) ますの設置、形状等

次に掲げる箇所および注意事項に留意し、ますを設けてください。

- ア) 排水管の起点及び終点、会合点、屈曲点、排水管の延長が下の表3-2の間隔を超えない範囲において、清掃上適当な箇所。
- イ) 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所。ただし、排水管の維持管理に支障のないときはこの限りではありません。
- ウ) 維持管理に支障をきたすおそれのある**既設管と新設管との接続箇所**。
- エ) 将来、構築物が設置される場所を避ける。
- オ) 分流式の汚水ますの場合は、浸水のおそれのない箇所に設置すること。
- カ) ますの形状は、内径又は内径のり15cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造。
- キ) ますのふたは堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたを使用。

表3-2

ますの管径別最大間隔				
管径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8	2.4

（日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備）

(2) 特殊ます

ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は、下水道の排除機能保持、設置保全等に支障をきたすおそれのあるときは特殊ますを設けます。

- ア) ドロップます
上流と下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップますを使用してください
- イ) トラップます
悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則としますが、既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合は、トラップますを設置してください。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続しないでください。（ダブルトラップの禁止）

また、飲食店等の厨房から排出される油脂、厨芥物の污水管への流入が懸念される場合は、グリーストラップ等を設置してください。なお、設置場所は容易に維持管理ができ、排水量や水質に応じた大きさで、不透水性、耐食性のものとします。

ウ) 掃除口

掃除口は排水管内の排水の流れと反対または直角の方向に開口するように立ち上げ、その口径は、100mm以上を標準します。ただし、排水管の内径が100mm以下の場合は、排水管と同一の内径することができます。

(日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備)

3-3 公共汚水ますへの接続

公共汚水ますと宅内排水設備の接続については、必ずます底の流入口に接続するように施工してください。

4. 書類の作成要領

排水設備計画（変更）確認申請書 《記入例1》

- (1) 『申請者欄』は、記名押印してください。
- (2) 『設置区分欄』は、該当するものを○で囲ってください。
各項目の説明は以下のとおりです。
「新設」… 公共下水道未接続の宅地において新規に排水設備工事を行う場合
「増築」… 「新設」後、建物の増築等により追加で排水設備工事を行う場合
「改築」… 「新設」後、建物の改築等により既設排水設備の変更が生じる場合
- (3) 『設置場所欄』は、地番・号棟まで記入してください。
- (4) 『排水区分欄』は、該当するものを○で囲ってください。
各項目の説明は以下のとおりです。
「一般排水」… トイレ排水および生活排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水）のみの場合
※会社及び店舗、工場、事業場の場合であっても該当します。
「営業排水」… 工場、事業場等からの排水で、「一般排水」以外の排水を含む場合
※「営業排水」に該当する場合、特定事業場の届け出が必要となる場合があります。
- (5) 『使用水別欄』は、該当するものを○で囲ってください。
各項目の説明は以下のとおりです。
「上水道」… 上水道のみを利用している場合
「自家水」… 井戸水等の上水道以外の水を利用している場合
- (6) 『施工者欄』は、「指定工事店名」に施工する指定工事店の名称、「担当技術者」に担当される責任技術者の氏名を記入してください。
※担当できる責任技術者は、工事店の専属の責任技術者として登録されている方に限ります。
- (7) 『工事予定欄』は、着手・完了の予定日を記載してください。
なお、着手日は申請日の3日以降の日付としてください。
- (8) 『公共ますの有無欄』は、該当するものを○で囲ってください。

《 記入例 1 》

排水設備等計画（変更）確認申請書					
					年 月 日
三郷市長		あて		(1)	
住所					
申請者氏名					印
電話					
排水設備の設置について、計画の確認を受けたいので、次のとおり申請いたします。					
(2)			(3)		
設置区分	新設・増設・改築		設置場所	三郷市 番地	
(4) 排水区分	一般排水・営業排水		使用水別	上水道・自家水	
汚水の性質			日平均排除量	m ³	
使用戸数等	戸	人	敷地面積	m ²	
(6) 施工者	指定工事店名		担当技術者		
(7) 工事予定	着手 年 月 日		完了 年 月 日		
添付書類	平面図 構造図 その他必要な書類		公共ますの有無	有・無	
上記申請に基づき、調査の結果次のとおり決定してよろしいか伺います。					
決定区分	適合・不適合		三下確第 号		
	部長	副部長	課長	課長補佐	係長 係員

在来排水施設認定申請書 《 記入例 2 》

- (1) 『申請者欄』は、記名押印してください。
- (2) 『申請場所欄』は、地番・号棟まで記入してください。
- (3) 『排水区分欄』は、「排水設備計画（変更）確認申請書《 記入例 1 》」と同様に記載してください。
- (4) 『使用水別欄』は、「排水設備計画（変更）確認申請書《 記入例 1 》」と同様に記載してください。
- (5) 『理由欄』は、排水設備の基準に適合していることを含めた理由としてください。
例) 「排水設備の基準に適合しており、排水に支障がないため。」
- (6) 『公共ますの有無欄』は、「排水設備計画（変更）確認申請書《 記入例 1 》」と同様に記載してください。

《 記入例 2 》

在来排水施設認定申請書						
						年 月 日
三郷市長		あて		(1)		
住所 申請者氏名 電話						
在来排水施設の認定を受けたいので、次のとおり申請いたします。						
(2)		申請場所 三郷市 番地				
(3)	排水区分 一般排水 ・ 営業排水		使用水別		上水道 ・ 自家水 (4)	
汚水の性質			日平均排除量		m ³	
使用戸数等		戸	人	敷地面積		m ²
(5)	理由					
添付書類		平面図 構造図 その他必要な書類			公共ますの有無 有 ・ 無 (6)	
上記申請に基づき、検査の結果次のとおり決定してよろしいか伺います。						
検査日	年 月 日		検査員		◎	
検査結果	適合 ・ 不適合		検査済証番号		第 号	
	部長	副部長	課長	課長補佐	係長	係員

排水設備等工事完了届出書《記入例3》

- (1) 『届出者欄』は、記名押印してください。なお、届出人は、原則「排水設備等計画(変更)確認申請書」の申請者としてください。
- (2) 『確認番号欄』は、確認書の確認番号を記載してください。
- (3) 『設置場所欄』は、地番・号棟まで記入してください。
- (4) 『完了年月日欄』は、排水設備工事が完了した日付を記載してください。
なお、本届出書は完了日より5日後以内に提出してください。
- (5) 『施工者欄』は、「指定工事店」、「担当技術者(記名押印)」、「電話番号」を記載してください。
- (6) 『設置区分欄』は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) 竣工図を添付してください。
- (8) 浄化槽からの切替えの場合は、「浄化槽廃止届出書」をクリーンライフ課に提出してください。

《 記入例 3 》

排水設備等工事完了届出書							
						年 月 日	
三郷市長		あて		(1)			
住所 届出者氏名 電話							
排水設備等の工事が完了したので届出いたします。							
確認番号	三郷市下水道確認第					号	(2)
設置場所	三郷市				番地	(3)	
完了年月日	年 月 日					(4)	
施工者	工事店名		電話			(5)	
	担当技術者名						
設置区分	一般排水 新設	営業排水 増設	改修				(6)
備考	(水道メーターは 指針 m)						
上記届出に基づき、検査の結果次のとおり決定してよろしいか伺います。							
検査日	年 月 日		検査員				
検査結果	合格・不合格		検査済証番号	第 号			
	部長	副部長	課長	課長補佐	係長	係員	

下水道使用開始等届出書《記入例4》

- (1) 「排水設備等工事完了届出書」と同時に提出してください。
- (2) 『住所、氏名、電話欄』は、記名押印してください。
- (3) 『使用開始年月日欄』は、「排水設備等工事完了届出書」の工事完了日と同じ日としてください。
- (4) 『設置場所欄』は、地番・号棟まで記入してください。
- (5) 『使用水区分欄』は、「排水設備等計画（変更）確認申請書」と同様に記入してください。
- (6) 『汚水区分欄』は、該当する項目を選択してください。
※公衆浴場汚水とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 第2条で定義されている公衆浴場から排水する場合を指します。
- (7) 『開始等の理由欄』は、開始理由を具体的に記入してください。
※例)「新設公共下水道接続工事完了のため」、
「浄化槽から公共下水道へ切り替え工事完了のため」、
「汲み取りから公共下水道へ切り替え工事完了のため」等

5. チェックリスト

■排水設備等計画（変更）確認申請書チェックリスト

○申請書確認事項	チェック欄
・ 申請日の記載	<input type="checkbox"/>
・ 申請者の記名押印	<input type="checkbox"/>
・ 設置区分を選択	<input type="checkbox"/>
・ 設置場所を地番、号棟まで記載	<input type="checkbox"/>
・ 排水区分を選択	<input type="checkbox"/>
・ 使用水別を選択	<input type="checkbox"/>
・ 施工者を記載 (※指定工事店名及び担当技術者)	<input type="checkbox"/>
・ 工事予定を記載 (※着手日は申請日の3日後以降)	<input type="checkbox"/>
・ 公共ますの有無を選択	<input type="checkbox"/>
○添付書類	チェック欄
・ 案内図 (※排水設備の設置を行う敷地を枠で囲い明示)	<input type="checkbox"/>
・ 平面図 (※次ページの平面図確認事項を網羅していること)	<input type="checkbox"/>
・ 構造図 (※グリーストラップ、ポンプ等を設置する場合)	<input type="checkbox"/>
・ 在来排水施設認定申請書 (※既存の排水設備の認定を受ける場合)	<input type="checkbox"/>
・ その他必要な書類 (※同意書やその他確認に必要な書類がある場合)	<input type="checkbox"/>

○平面図確認事項	チェック欄
・排水設備の種別、管種、管径、勾配、延長、ますの深さ、方位を「表 2-1 記載例」により記載	<input type="checkbox"/>
・家屋内の設備を「表 2-2 記号例」により記載	<input type="checkbox"/>
・排水管の内径及び勾配が基準に合致 (例：内径 100mm の場合、勾配 2.0%以上)	<input type="checkbox"/>
・排水管の土被りが宅地内 20cm 以上、私道内 45 cm 以上。	<input type="checkbox"/>
・汚水系統及び雨水系統を記載	<input type="checkbox"/>
・雨水管や外水栓、ドレン排水が汚水系に接続していない	<input type="checkbox"/>
・排水管の起点及び終点、会合点、屈曲点、排水管の延長が管径の 120 倍を超えない範囲において、清掃上適当な箇所にますを設置。	<input type="checkbox"/>
・排水管の落差が大きい箇所にドロップますを設置。	<input type="checkbox"/>
・在来管を使用する場合には、在来管部分が分かるよう破線で記載。	<input type="checkbox"/>
・在来管と新設管の接続部にますが設置されている。	<input type="checkbox"/>

■在来排水施設認定申請書チェックリスト

○申請書確認事項	チェック欄
・申請書の記名押印	<input type="checkbox"/>
・理由欄を記載 (※既存の排水設備が規定に適合していることがわかるように)	<input type="checkbox"/>

■排水設備等工事完了届出書チェックリスト

○届出書確認事項	チェック欄
・届出日の記載（※完了日より5日間以内に提出）	<input type="checkbox"/>
・届出者の記名押印 （※原則、届出人が確認申請書の申請者であること）	<input type="checkbox"/>
・確認番号を記載	<input type="checkbox"/>
・設置場所を地番、号棟まで記載	<input type="checkbox"/>
・完了日を記載	<input type="checkbox"/>
・施工者を記載（※工事店名、担当技術者、電話番号）	<input type="checkbox"/>
・設置区分を選択	<input type="checkbox"/>
○添付書類	チェック欄
・竣工図（※計画時と同様の場合も提出必須）	<input type="checkbox"/>

■下水道使用開始等届出書チェックリスト

○届出書確認事項	チェック欄
・届出日の記載	<input type="checkbox"/>
・届出者の記名押印 （※原則、確認申請書の申請者と同一であること）	<input type="checkbox"/>
・使用開始（休止・廃止・再開）年月日を記載。 （※工事完了日と同日とすること。）	<input type="checkbox"/>
・設置場所を地番、号棟まで記載	<input type="checkbox"/>
・使用水区分を選択	<input type="checkbox"/>
・汚水区分を選択	<input type="checkbox"/>
・開始等の理由を記載	<input type="checkbox"/>

■排水設備完了検査チェックリスト

○検査事項	チェック欄
・ 竣工図と現地の排水設備に相違がないこと	□
・ それぞれの柵で排水の滞留がないこと	□
・ 管が真っすぐに配管されていること	□
・ 管内に土砂等の異物がないこと	□
・ 屋根のない外水栓、ドレン排水等の雨水系統が 汚水系統に接続されていないこと	□

○お問い合わせ先

三郷市 建設部 下水道課 計画管理係

 048-930-7737